

## ○三重県市町村職員共済組合施設管理運営規程

〔平成14年5月20日〕  
〔三職共規程第11号〕

改正 平成 15年2月 19日三職共規程第1号 平成 16年2月 10日三職共規程第2号  
平成 20年2月 18日三職共規程第1号 平成 22年2月 18日三職共規程第3号  
平成 26年2月 6日三職共規程第1号 平成 31年2月 13日三職共規程第3号  
令和 元年5月 27日三職共規程第1号

（目的）

**第1条** この規程は、三重県市町村職員共済組合施設管理運営規則（平成14年三職共規則第6号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき志摩保養所サンペルラ志摩（以下「保養所」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

（定例会議等）

**第2条** 保養所の業務に従事する者のうちその責任者（以下「保養所業務執行責任者」という。）は、保養所の管理運営業務に関わる事項について、保養所の主務課長と少なくとも月1回の定例会議を行い記録するものとする。

2 保養所業務執行責任者は、職務内容の充実と相互協力を確保するため随時職場会議を行うものとする。

（非常災害対策）

**第3条** 保養所業務執行責任者は、防火管理者と協力して防火対策に努めるとともに、非常災害及びその他急迫な事態に際してとるべき措置についてあらかじめ計画を立て、平素から関係機関との連絡を密にし、遺憾のないようにしなければならない。

（消火設備等の整備）

**第4条** 保養所業務執行責任者は、消火器及び消火栓等の消火設備並びに非常口及び非常階段等の避難設備を随時点検し、いつでも使用できるよう整備しておかななければならない。

（保養所の利用料）

**第5条** 規則第10条の規定による保養所の利用料は、別表のとおりとする。

2 保養所の運営上事務局長が特に必要と認める場合は、一定の期間又は一定の利用者に限って前項の規定による利用料を軽減することができる。

（保養所の休業日）

**第6条** 保養所は、原則として休業日を設けない。ただし、施設の保全等事務局長が必要と認める場合は、臨時に休業日を設けることができる。

（出納の締切り）

**第7条** 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府、文部省、自治省令第

1号。以下「施行規程」という。）第44条第1項の規定に基づく保養所の出納締切時刻は午前11時とする。

2 保養所においては毎日の出納締切時刻後、すみやかに日報を整理し、かつ収納した現金の在高等と照合し、現金は所定の取引金融機関に預入れなければならない。ただし、金額が少額である場合又はやむを得ない理由により預入れることができなかった場合は、この限りでない。

3 保養所の会計処理については、前2項に定めるもののほか、施行規程第2章及び規則第4条第3項により理事長が別に定めるところによるものとする。

（備付帳簿）

**第8条** 保養所は、次に掲げる帳簿を整備しておかななければならない。

- (1) 沿革に関する記録
- (2) 定款、規則、規程及び関係法規
- (3) 事業計画及び予算書並びに決算書
- (4) 重要な会議記録
- (5) 事業日誌
- (6) 施行規程の規定及び出納主任の行う例による出納経理の諸帳票、証憑
- (7) 報告及び関係機関との文書綴り
- (8) その他出納役、主務課長又は保養所業務執行責任者が必要と認める帳簿

2 前項の規定による帳簿又は書類の保存期間は、施行規程第165条の規定によるほか、組合事務局の例による。

（雑則）

**第9条** この規程に定めるもののほか、保養所の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成14年6月1日から施行する。
- 2 三重県市町村職員共済組合宿泊施設運営規程（昭和45年三職共規程第2号）及び三重県市町村職員共済組合宿泊所三重市町村会館管理規程（昭和50年三職共規程第4号）並びに三重県市町村職員共済組合保養所管理規程（昭和47年三職共規程第4号）は廃止する。

**附 則**（平成15年2月19日三職共規程第1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16年2月10日三職共規程第2号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年2月18日三職共規程第1号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年2月18日三職共規程第3号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年2月6日三職共規程第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成31年2月13日三職共規程第3号）

この規程は、平成31年2月13日から施行し、平成30年10月31日から適用する。

**附 則**（令和元年5月27日三職共規程第1号）

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

別表

サンペルラ志摩利用料金表

1 宿泊料（1泊2食付）

区 分	オフシーズン	オンシーズン
大人	11,900円	14,200円
小人	7,900円	8,800円

- (1) 宿泊利用時間は、午後3時から翌日午前10時までとする。
- (2) 大人とは中学生以上とする。小人とは小学生とする。
- (3) 料金区分は、平日を主とするオフシーズン、土曜日を主とするオンシーズンに加え、ハイトップシーズン、トップシーズン、ショルダーシーズンに分類し、1年間（4月から3月）の予定を前年の12月に決定する。
- (4) ハイトップシーズン、トップシーズン、ショルダーシーズン及び小学生未満の料金は、別途定める。
- (5) 和室8畳（215号室、315号室、415号室）の宿泊料は1人につき2,000円引きとする。
- (6) オフシーズンを除き、定員より2人以上少ない宿泊の場合は、1室につき2,000円を加算する。
- (7) 特別室は、208号室及び401号室～407号室とし、宿泊料金は、1人につき1,000円を加算する。

2 休憩料

区 分	料 金	休憩利用時間
休憩料	1日1室につき 3,000円	午前10時～午後3時

3 会議室等使用料

区 分		午前9時～午後5時	午前9時～午後1時 又は 午後1時～午後5時
会議室使用料	A・B・C 分割使用	5,000円	3,000円
	A・B・C 全室使用	12,000円	7,000円
音響設備使用料		3,000円	

4 その他

区 分		料 金
持込料	日本酒	1.8割につき 2,000円
	焼 酎	1本につき 2,000円
	ビール	1本につき 200円
カラオケルームチャージ		1時間につき 1,500円
マージャン使用料		1卓につき 2,000円

5 消費税

消費税は、外税方式による消費税法で定めた法定額による。

ただし、上記1の(5)から(7)までに規定する宿泊料の割引及び割増に係る料金は、内税方式による消費税法で定めた法定額を加算した後の料金とする。